品川区小児等初期救急土曜日準夜間診療事業実施要綱

制定 平成19年1月9日 区長決定

要綱第 2 号

改正 平成19年3月6日 要綱第16号

改正 平成 20 年 3 月 25 日 要綱第 25 号

(目的)

第1条 この要綱は、小児等の初期救急医療の確保および充実を図るため、医療機関が休診する土曜日の準夜における急病患者に対する診療事業(以下「小児初期救急診療事業」という。)の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2条 この要綱において「土曜日」とは、次の各号に掲げる日を除く土曜日 とする。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する国民の 祝日および休日
 - (2) 12月29日から12月31日までおよび1月2日から1月4日まで (診療科目)
- 第3条 診療科目は「小児科」または「小児科および内科」とする。
- 2 本事業に従事する医師は、品川区小児初期救急平日準夜間診療事業実施要綱(平成14年10月要綱第99号)第2条第2項に定める「小児科医」とする。ただし、区長が本事業の実施に支障がないと認める場合には、この限りでない。

(事業委託)

第4条 小児初期救急診療事業は、昭和大学病院または地区医師会(以下、「実施医療機関等」という。)に委託し実施をする。

(診療施設)

第5条 診療は実施医療機関等の施設内で行うこととする。

(診療対象者)

第6条 小児初期救急診療事業の対象者は、外来急病患者とする。

(診療時間)

第7条 診療時間は、午後5時から午後10時までとする。

(診療体制)

第8条 原則として医師・看護師・事務員の3人を配置し、これを1医療単位とする。

(診療費等)

- 第9条 診療報酬は、当該実施医療機関の収入とする。
- 2 小児初期救急診療による診療を受けるものは、健康保険等を利用する場合は、診療を実施する固定施設において、被保険者証等を提示しなければならない。

(委託料)

第10条 区は、予算の範囲内で、実施医療機関等に対し、別に締結する契約により委託料を支払うものとする。

(広報)

第11条 区は、実施医療機関等と連携し、小児初期救急診療事業について、周 知を図るものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、小児初期救急診療事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年2月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。